

農地法第5条の規定による許可申請に要する書類

【許可権者：大阪府知事】（市街化区域外での農地転用で、所有権の移転、賃貸借などの設定が伴うもの）

No.	書 類 の 種 類		発行 機関	提出部数 原本 写し		返却
1	申請書類一式		市	3		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局	1	1	
	※登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」の記載された、不動産登記情報を添付することにより、登記事項証明書の提出は省略できます。		（財）民事法務協会		1	
3	住民票謄本【譲受人(借受人等の被設定人)】		市	1	1	
4	譲受人(借受人等の被設定人)が法人である場合、 ⑦「定款の写し」、⑧「寄付行為の写し」、⑨「登記事項証明書」のうち、 いずれか一方(⑨の取扱いはNo.2に準ずる)		⑦定款の写し 申請者		2	
			⑧寄付行為の写し 申請者		2	
			⑨登記事項証明書 法務局	1	1	
5	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
6	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		3	
7	申請地及び付近の地番を表示する図面(地籍図)		法務局	1	1	
8	開発事前協議の写し		市		2	
9	土地選定理由書		市	2		
10	2種農地の 場合	選定箇所調書(4か所の選定位置図と代替地比較検討内容)	申請者		2	
11	水利組合長の同意書		申請者	1	1	
12	隣接農地所有者又は耕作者(小作人)の同意書		申請者	1	1	
13	資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力がある事を証する 書面 例：残高証明、融資証明、通帳の写し(表紙と最終ページ(利用明細書 可))		申請者		2	
	融資申込書及び誓約書(転用許可後しか融資が決定しない場合)		申請者		2	
14	別 計 に 画 よ る 書 工 類 作 物	建築物がある場合：建物の面積及び位置を表示する図面	申請者		2	
		農家用住宅の場合：開発不要証明・耕作状況一覧表	申請者		2	
		農業用倉庫の場合：開発不要証明、利用計画書、耕作状況一覧表	申請者		2	
		露天駐車場又は露天資材置場の場合：				
		・開発行為に該当しない証明願(500㎡以上)	申請者		2	
		・利用計画書、利用計画図、事業地と申請地との位置図	申請者		2	
		・貸駐車場の場合は付近住民又は借り手先からの要望書	申請者		2	
	転用後の事業が他の法令に基づく許認可を要する場合は許認可済証		行政庁		1	
	既に転用している場合は、経過書(始末書)		申請者	1		
15	里道・水路(法定外公共物)を占有する場合は、占有許可書		市		1	
	狭山池土地改良区の受益地に該当する郡戸・野・河原城地区の転用については、狭山池土地改良区への問い合わせ及び受理証明書が必要		狭山池土地改良区		1	
	一時転用の場合は、一時転用計画書、契約書の写し		申請者		1	
16	代理人が申請 する場合	委任状	申請者	1	1	
17	小作地の場合	農地法18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

注 意 事 項	* 開発許可、証明、指導要綱等に関することは、建築指導課開発指導担当と協議をし、必要書類を提出して下さい。
	* 農業委員会又は大阪府の指示がありましたら、周辺農地の状況、転用目的によって、別途提出書類が必要となる場合があります。
	* 添付書類は、3か月以内のものとする。
	* 申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。
	* 申請期間は、各月の中旬頃から7日間程度で、毎月窓口にて掲示しています。
※No.2の登記情報提供サービス利用の適用条件：不動産登記情報には「10桁の照会番号」「発行年月日」が記載され、番号取得日の翌日から100日間が有効となります。	

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711